

第2章 組織と情報

第1節 防災体制の確立

1 全体の防災体制

【関係機関】 北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、その他関係機関

1.1 非常災害現地対策本部

(1) 非常災害現地対策本部の設置

政府は、内閣府に非常災害対策本部を設置した場合は、現地に非常災害現地対策本部を置くことができる。

(2) 非常災害現地対策本部の設置場所

設置場所は、伊達市防災センターを予定する。

1.2 災害対策現地合同本部

(1) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、災害対策現地合同本部の設置について、必要に応じて協議する。

設置にあたっては、北海道地域防災計画の「災害対策現地合同本部設置要綱」による。

(2) 災害対策現地合同本部の設置場所

設置場所は、伊達市防災センターを予定する。

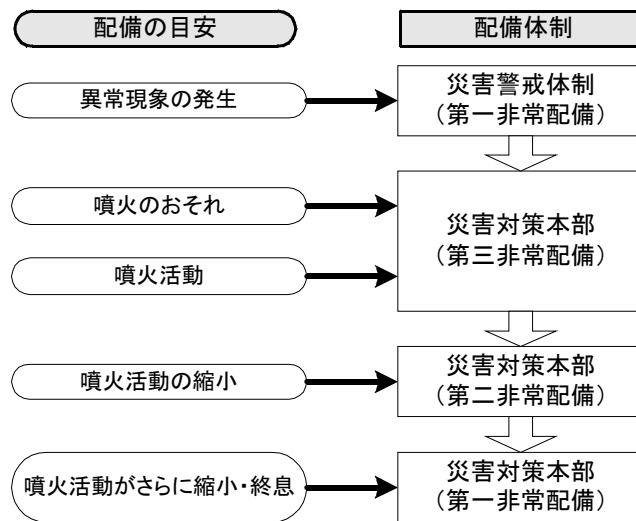
2 関係市町の防災体制

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

2.1 災害対策本部の設置

(1) 配備体制

関係市町長は、噴火活動などの状況に応じて、災害警戒体制又は災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。



< 配備体制のながれ >

< 配備体制の内容 >

第一非常配備	関係部班において所管の職員を配備し情報収集・伝達などの応急対策を行う体制
第二非常配備	関係部班において、災害の状況に応じて必要な職員を配備して応急対策にあたる体制
第三非常配備	災害対策本部の全員をもって応急対策にあたる体制

(2) 本部の設置場所

本部は、関係市町の庁舎に設置する。噴火の影響により庁舎が使用できない場合は、次の施設に本部を移設する。

< 本部の設置場所 >

関係市町	本部設置場所	移設場所
伊達市	伊達市役所	消防・防災センター
洞爺湖町	洞爺湖町役場	旧月浦小学校
壮瞥町	壮瞥町役場	立香ふれあいセンター
豊浦町	豊浦町役場	

(3) 本部の廃止

関係市町長は、災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。なお、本部廃止後は、通常体制にて災害対策業務にあたる。

2.2 災害対策本部の組織

関係市町はあらかじめ定められた災害対策本部組織及び事務分掌に基づき応急対策を行う。

※ 資料編3 災害対策本部の組織

2.3 情報の分析と対策決定

(1) 情報分析・対策の決定

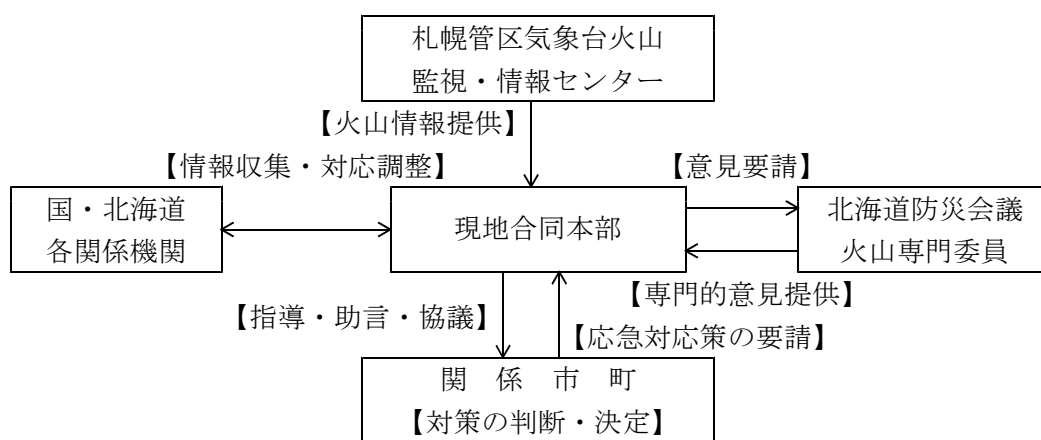
北海道は、関係市町に対し、災害対策に必要とする防災関係機関の情報や北海道防災会議火山専門委員など専門家の噴火活動等に関する意見が、適時的確に提供されるよう努めるとともに、指導・助言を行う。

関係市町長は、これらの情報や指導・助言をもとに、対応措置について検討する。

また、災害対策現地合同本部等が設置された場合は、対応措置について各機関の調整を北海道が行う。

(2) 関係市町の対策の決定

関係市町長は、防災関係機関の指導・助言を受けて応急対策を決定する。



<対策の決定までのながれ>

第2節 情報の収集伝達体制

1 火山情報の発表・伝達

【関係機関】	室蘭地方気象台、北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、その他有珠火山防災会議協議会構成機関
--------	---

1.1 火山情報の発表

(1) 火山情報の種類

札幌管区気象台は、次の火山情報を発表する。

＜火山情報の種類＞

緊急火山情報	生命、身体に関わる火山活動が発生した（もしくは発生する危険がある）場合に発表。
臨時火山情報	火山活動に異常が発生し、注意が必要なときに随時発表。
火山観測情報	緊急火山情報、臨時火山情報を補うなど、火山活動の状況をきめ細かく発表。

(2) 火山情報の発表基準

火山情報の発表基準は、次のとおりである。

＜火山情報の発表基準＞

緊急火山情報	次に掲げる事項に該当したとき、又は生ずるおそれがある場合に行う。 ①火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により、直接人体に被害が生じる場合 ②火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により、人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのため人体に被害が生じる場合 ③火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害を生じる場合 ④火山性地震、地盤変動その他火山現象の推移により、人体に被害を生じる場合
臨時火山情報	防災上の注意喚起のため、次に掲げる事項に該当し、必要と認めるときに行う。 ①火山現象について異常を認めた場合 ②市町村長から火山に関する異常の現象の通報を受けた場合 ③国の機関、その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合
火山観測情報	臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに行う。

(北海道地域防災計画火山災害対策計画による)

1.2 火山情報の伝達

(1) 臨時火山・火山観測情報の伝達

臨時火山・火山観測情報の伝達は、次の火山情報の伝達経路によるものとする。

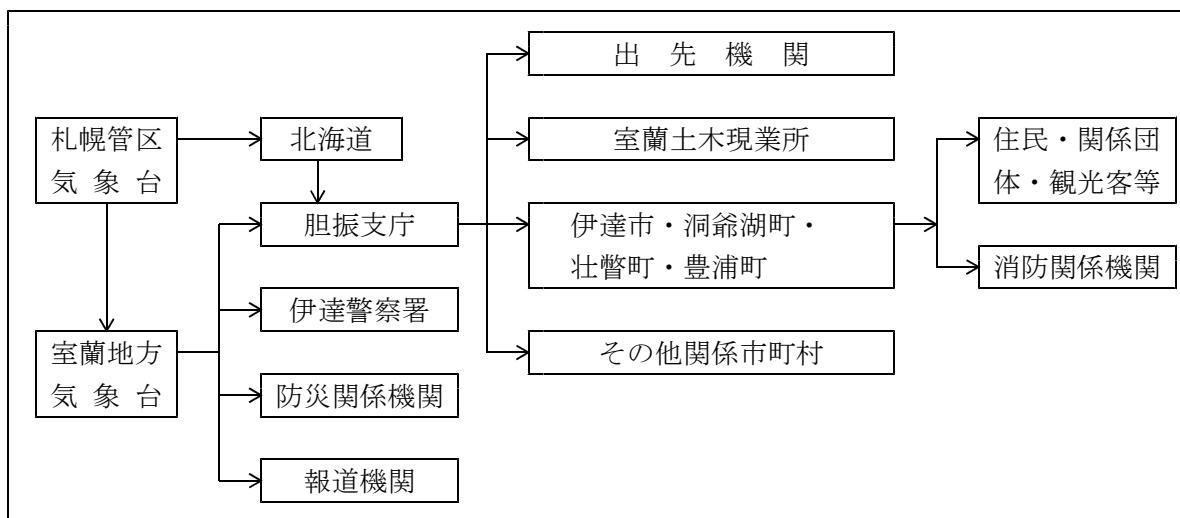
(2) 緊急火山情報通報及び伝達

知事は札幌管区気象台から緊急火山情報の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、胆振支庁を通じ、関係ある市町村長などに通報又は要請する。

関係市町は、胆振支庁からの通報を受けたときは、関係機関、住民及びその他関係団体などに伝達する。この場合、必要があると認める場合は、予想される災害の事態及びこれに対

してとるべき措置について必要な通報又は要請をする。

緊急火山情報は、次の経路で伝達される。



<火山情報の伝達経路>

1.3 異常現象の通報

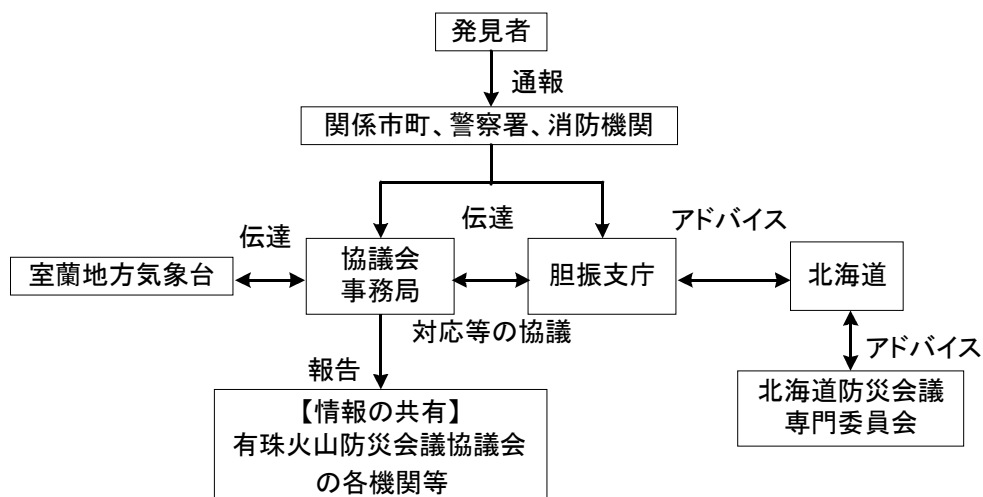
(1) 異常現象発見者の通報

火山に関する異常現象を発見した者は、関係市町、警察署、消防機関などに通報する。

(2) 通報事項の報告

異常現象の通報を受けた機関は、その内容を室蘭地方気象台、有珠火山防災会議協議会事務局及び北海道(胆振支庁)に伝達する。

有珠火山防災会議協議会の事務局は、通報内容について室蘭地方気象台、北海道(胆振支庁)、その他関係機関と協議して、調査などの対応を検討する。



<異常現象の情報伝達経路>

2 火山観測の強化

【関係機関】	室蘭地方气象台、北海道
--------	-------------

防災関係機関は、噴火活動の調査・研究に努めるとともに、噴火時には、対策上必要な観測体制の強化を図るものとする。